

## 自動車で一定期間継続して入構する者の入構許可審査基準

令和 7 年 2 月 1 8 日  
防災・交通安全部門決定

東京科学大学大岡山地区交通安全実施要項及び東京科学大学すずかけ台地区交通安全実施要項に基づき一定期間継続して自動車により入構することの許可を受けようとする者のうち、本学役職員、特定教員及び雇用以外の非常勤講師並びに大学院課程の学生、研究指導を受ける学士課程の学生、大学院研究生及び課外活動学生等（以下「学生等」という。）並びに本学を勤務地とする者から提出された申請書の許可審査の基準を以下に定める。

### 1 許可基準

自動車で入構することが許可される者は、大岡山地区については、次の2)又は3)に該当する者とし、すずかけ台地区については、次の1)から3)までのいずれかに該当する者とする。

#### 1)以下の条件をすべて満たす者

- ① 自動車による通勤手当の支給を受けている者
- ② 申請理由が、業務や通勤に関わり年間入構証を保有するに足る正当な理由であると認められること。
- ③ 有期雇用職員、無期雇用職員、非常勤講師及び特定教員については、週4日以上通勤する可能性が高いこと。
- ④ 年度末の定められた期限までに、申請がなされているか又は年度途中の申請においては、新規採用、転居等新たな事由の発生が合理的であること。

#### 2)身体的理由により申請をする者（学生等含む。）

医療機関の診断書又は障害者手帳等により、公共交通機関での通勤が困難であることを証明できる書類の写しが、車両入構許可申請書に添付されている者。

#### 3)その他特別な事情により入構する必要がある者

申請理由が妥当であると認められる者。

### 2 入構許可証の発行基準

入構許可証の発行枚数には上限を設け、許可基準を満たす者の数が発行枚数上限を上回る場合には、次の1)から4)の順で、発行枚数の上限に到達するまで順次発行する。

#### 1)役員及び常勤職員

#### 2)有期雇用職員、無期雇用職員、非常勤講師及び特定教員

#### 3)本学を勤務地とする者

#### 4) 学外者

なお、身体的理由により申請をする者及び特別な事情により入構する必要がある者については、別途考慮する。

### 3 発行枚数の上限

地区ごとに、入構状況を考慮して決定することとし、構内駐車場収容台数から、荷積み・荷卸し用の駐停車スペースと前年度の臨時入構車両の入構実績等を考慮した台数を、発行枚数の上限とする。

### 4 その他

東京科学大学大岡山地区交通安全実施要項及び東京科学大学すずかけ台地区交通安全実施要項第2条第3号に該当する者については、この基準は適用しない。

### 附 則

この基準は、令和6年10月1日から適用する。